

令和元年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和元年7月29日(月)
11:00～

場 所 : 盛岡市玉山総合事務所
3階 大会議室

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未滿の林地開発許可(平成31年1月16日～令和元年7月28日)について

【資料No. 1】

4 審議事項

(1) 盛岡市渋民字山屋地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

【資料No. 2】

(2) 奥州市江刺田原字根木町地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

【資料No. 3】

(3) 九戸郡軽米町大字高家第4地割字湯沢地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る設備整備計画の同意について

【資料No. 4】

5 閉 会

令和元年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員	佐藤 順一 川村 冬子 佐藤 理香 猪内 次郎	(欠席)
有識者	富士大学学長	岡田 秀二	森林審議会会長
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全課	総括課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 主 任 (静岡県派遣)	西島 洋一 石亀 竜太 溝上 賢太朗 岸上 潤 音喜多 陽子 野末 尚希	
盛岡広域振興局林務部	主任主査 主 査	及川 忠美 横田 暁	
県南広域振興局林務部	主任主査	阿部 修一	
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室	技術主幹兼 森林保全課長 主任行政専門員	中村 康之 佐々木 秀治	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（平成 31 年 1 月 16 日～令和元年 7 月 28 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年 7 月 29 日

森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

平成31年1月16日開催の森林審議会林地保全部会で「森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可実績」について報告しましたが、前回報告から令和元年7月28日までの許可実績は、土石の採掘1件、2.7126ヘクタール、工場、事業場の設置5件、15.1839ヘクタール、農用地の造成1件、5.0601ヘクタールで合計22.9566ヘクタールとなっています。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(平成31年1月16日から令和元年7月28日まで)

開発行為の目的	件数 (件)	許可面積 (ha)	摘 要
土石の採掘	1	2.7126	
工場、事業場の設置	5	15.1839	
農用地の造成	1	5.0601	
合 計	7	22.9566	

森林審議会諮問対象外の林地開発許可実績（目的別）

（平成31年1月16日～令和元年7月28日）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可年月日 (予定)	備考
1	有限会社岩手運送	土石の採掘	盛岡市日戸字岩井沢1番1ほか5筆	6.5524	4.2786	2.7126	R1.7.8	
	計	1件		6.5524	4.2786	2.7126		
1	SSJメガソーラー6合同会社	工場、事業場の設置	滝沢市湯舟沢69番1ほか1筆	4.8882	4.8882	3.6949	H31.1.18	太陽光発電施設
2	㈱村上商事	工場、事業場の設置	陸前高田市米崎町字川向61番41ほか5筆	6.7173	6.4753	3.5417	H31.1.31	太陽光発電施設
3	EC南部コーポレーション(株)	工場、事業場の設置	奥州市江刺藤里字平峠31番ほか12筆	4.1986	2.3812	1.8373	H31.3.7	産業廃棄物安定型最終処分場
4	馬場優生	工場、事業場の設置	二戸市足沢字米内110番3ほか5筆	7.3740	4.9502	2.7567	H31.3.20	養鶏施設造成
5	くろしお風力発電(株)	工場、事業場の設置	九戸郡軽米町大字晴山第27地割字上柘沢25番1ほか6筆	5.2149	4.3329	3.3533	R1.6.11	風力発電施設
	計	5件		28.3930	23.0278	15.1839		
1	公益社団法人岩手県農業公社	農用地の造成	岩手郡葛巻町江刈第16地割180番8ほか1筆	5.0601	5.0601	5.0601	R1.6.21	草地
	計	1件		5.0601	5.0601	5.0601		
	合計	7件		40.0055	32.3665	22.9566		

【森林審議会諮問対象外】
林地開発許可累計面積が10ha未満のもの。

【 審 議 事 項 】

盛岡市渋民字山屋地内の

工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年 7 月 29 日

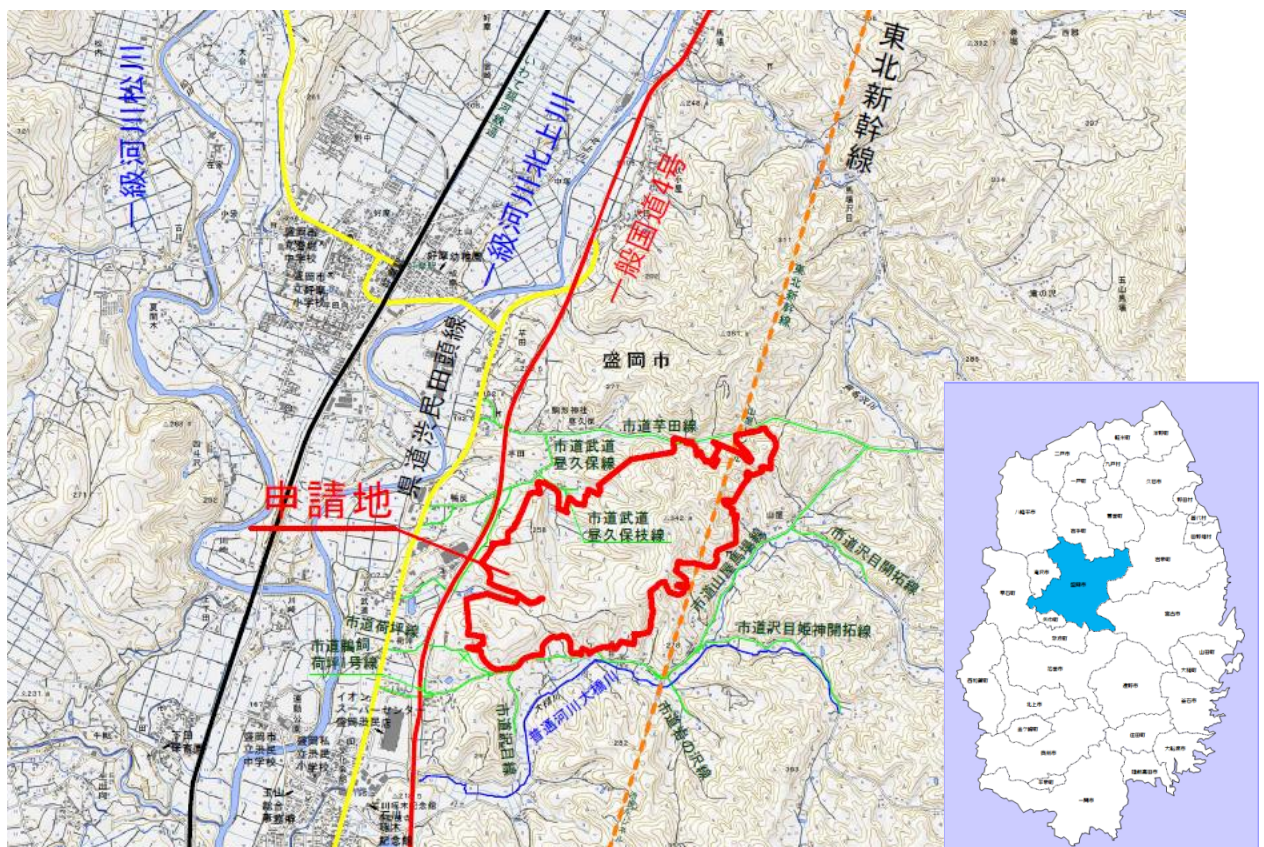
1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都港区芝公園一丁目1番12号芝公園電機ビルディング6階 合同会社玉山メガニッコウ
申請場所	盛岡市渋民字山屋22番1 ほか62筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	許可の日から令和3年2月10日	
申請面積	58.7440ヘクタール（事業区域面積 124.7776ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	盛岡市玉山総合事務所より北東約1.4kmに位置
標高、傾斜	標高 224～343m、傾斜 8～30度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の北側で市道芋田線、南側で市道荷坪線と接している。東側は市道山屋馬場線、西側は一般国道4号線（バイパス）に囲まれている。 ・事業区域の東側に山屋集落、西側に武道集落、南側に越戸集落、北側に昼久保集落がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・南側約1kmの所に普通河川大橋川が流れており、下流の国道4号線バイパスの位置から準用河川大橋川となり、住宅地、農地を流下しながら一級河川北上川に合流する。 ・事業区域西側の隣接地にため池が1箇所ある。 ・事業区域の大部分は平成13年に計画されたゴルフ場開発事業が頓挫した放棄地である。事業区域周辺は農地と森林に囲まれている。
林況	申請地の林況はスギ10%（28～78年生）、アカマツ15%（36～68年生）、カラマツ36%（25～80年生）、広葉樹30%（25～74年生）、農地・伐採跡地9%

位置図

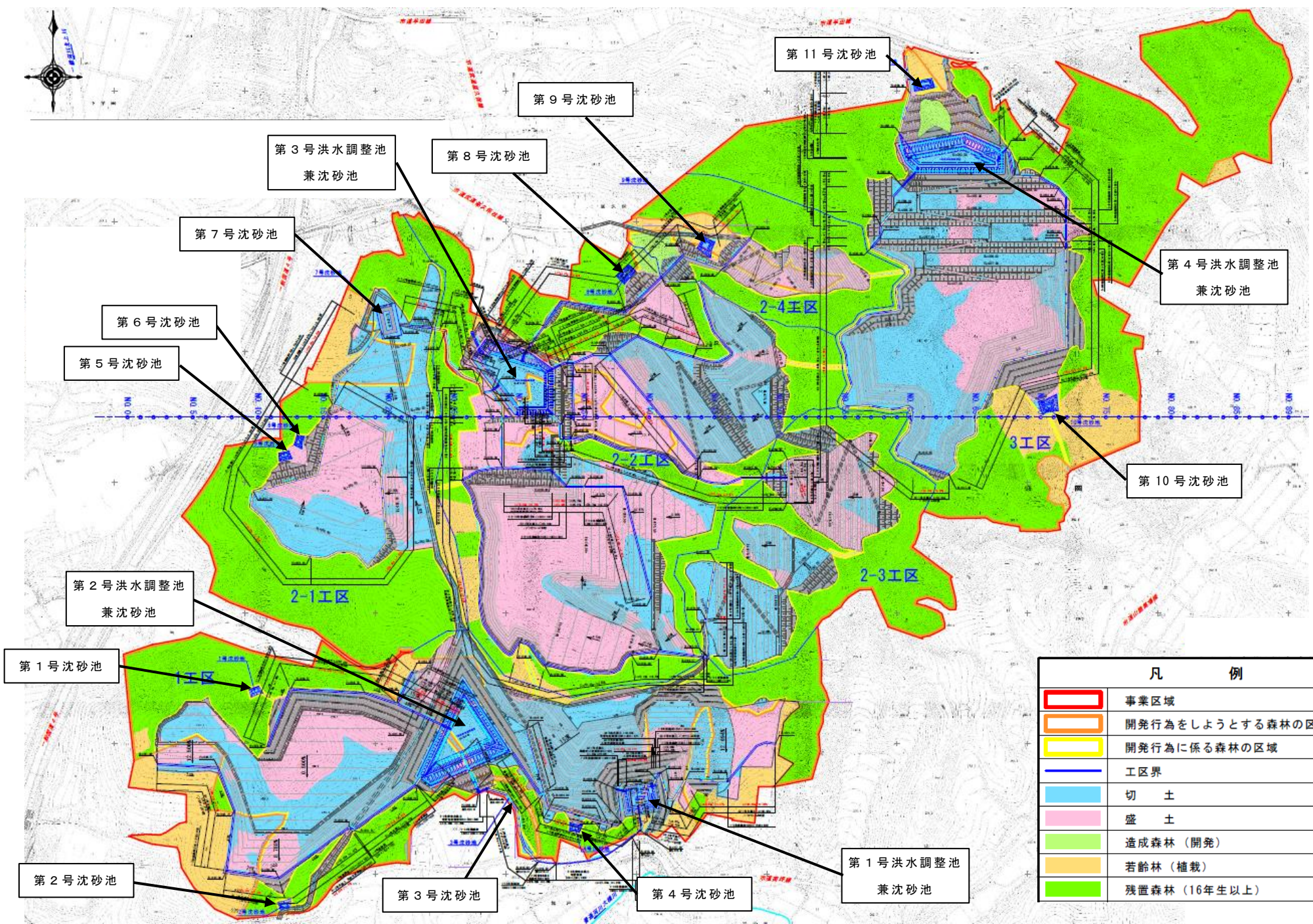


3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場、事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
124.7776	58.7440	52.0212	110.7652	14.0124	
主な工種	土工	切土 1,796 千m ³ 、盛土 1,616 千m ³ 、残土 0.2 千m ³			
	排水施設工	ベンチフリューム 5,871m、可変勾配側溝 1,251m、U型溝 391m、ポリエチレン管 234m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 4 基、沈砂池 11 基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	40MW (1 MW = 1000 KW)									
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1 KWh 当たり税抜 32 円で電気事業者(東北電力(株))に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：令和 4 年 10 月 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 太陽光発電設備の認定 </td> <td style="padding: 5px;">経済産業省認可</td> <td style="padding: 5px;">平成 27 年 3 月 5 日</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 東北電力(株)から系統連系承諾書を受領 </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">平成 28 年 1 月 5 日</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 東北電力(株)と工事負担金契約を締結 </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">平成 28 年 7 月 29 日</td> </tr> </table>	太陽光発電設備の認定	経済産業省認可	平成 27 年 3 月 5 日	東北電力(株)から系統連系承諾書を受領		平成 28 年 1 月 5 日	東北電力(株)と工事負担金契約を締結		平成 28 年 7 月 29 日
太陽光発電設備の認定	経済産業省認可	平成 27 年 3 月 5 日								
東北電力(株)から系統連系承諾書を受領		平成 28 年 1 月 5 日								
東北電力(株)と工事負担金契約を締結		平成 28 年 7 月 29 日								



凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に係る森林の区域
	工区界
	切 土
	盛 土
	造成森林（開発）
	若齢林（植栽）
	残置森林（16年生以上）

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1) 勾配：高さ 5m以下 1：0.8～1.0 高さ 5～10m 1：1.0～1.2 (砂質土及び粘性土) (2) 小段：高さ 5 mないし 10m毎に水平巾 1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配高さ 5 m以下 1：1.0 それ以外 1：1.5～1.8 高さ 5 m毎に幅 1.5mの小段を設置	○
	2 盛土 (1) 勾配：盛土高が 1.5mを超える場合には、原則として勾配が 35 度以下(1:1.4 以上)であること。 (2) 小段：原則として 5 m毎に幅 1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配高さ 5 m以下 1：1.5 それ以外 1：1.8 高さ 5 m毎に幅 1.5mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	種子吹付または植生マットによる法面保護を行う	○
	【排水施設】 10 年確率で想定される雨量の 1.2 倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、30 年確率で想定される雨量の 1.2 倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の 1.2 倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池 15 基の全てについて、流出する土砂の 1.2 倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30 年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池 4 基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深 1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池 4 基の全てについて、有効水深 1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね 25%以上	森林率 48.4% (>25%) 開発地の周辺におおむね 30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 (所有権、地上権、賃借権、抵当権等)	土地所有者と地上権設定契約を締結済。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は 14,813 百万円を見込んでおり、500 百万円を自己資金で、残額について投資会社からの関心表明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、2,739 百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	盛岡市と公害防止協定書を締結済。 (残置森林等の維持管理についても条文に含まれている。)	○

5 開発計画及び審査結果（続き）

	<p>【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意</p>	<p>用排水施設管理者、北上川管理者、準用河川、普通河川大橋川管理者、隣接地所有者、改良を計画している水路の土地所有者の同意書を取得済み。玉山地域自治会連絡協議会長が立会人となり、盛岡市、事業者で再生可能エネルギー発電施設の設置に関する協定を締結している。令和元年7月9日に農地法に基づく、農地転用申請書、変更申請書を盛岡市農業委員会長あて提出済。</p>	<p>○</p>
--	--	--	----------

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
盛岡市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	<p>(1) 盛岡市景観計画において、当該申請地は、「景観形成地域の田園・丘陵景観地域」「景観形成重点地域の眺望景観保全地域の夜更森緑地から姫神山眺望領域、川崎緑地から姫神山眺望領域、渋民公園から姫神山眺望領域」に位置しています。この申請に関連して、平成31年2月6日に景観計画区域内行為届が、太陽光パネル設置のための「土砂の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更」として1,250.152㎡の事業区域面積で提出されており、平成31年2月20日付け30盛景第1-1322号で景観計画区域内行為届に係る通知書を発行しています。これらの計画内容に変更が生じる場合は、予め景観計画区域内変更届の提出が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>(2) 林地開発行為を行おうとする区域の大部分は、「国土利用計画盛岡市計画」では「自然保全ゾーン」となっており、「自然環境を保全し、原則として都市的な開発を行わない区域」とし、開発的な行為について抑制する方向を示しています。また、「岩手県土地利用基本計画」における五地域区分では、「都市地域」、「農業地域」及び「森林地域」となっています。特に森林地域については、「経済的機能及び公益的機能の維持管理増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、水源かん養機能の高度発揮が期待される森林等については、極力他用途への転用は避けられるものとする。」とされています。したがって、林地を開発し太陽光発電施設を設置する場合は、個別の法令との整合性を図り、工事による土砂災害の発生や自然環境の悪化などによって、市民生活の安全・安心、円滑な産業活動等が損なわれることがないように、十分に考慮する必要があります。また、開発行為終了後は、適正な運用・管理を行い、土砂の流出による災害等の防止に努める必要があります。事業を終了する場合については、施設の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を速やかに行うことが求められます。</p>
	開発協定等との関連	該当なし。
	市町村における地域開発構想等との関連	該当なし。
	地域住民の意向との関連	<p>(1) 住民組織や盛岡市玉山地域振興会議において、次の点についての意見が出されており、林地開発において関連する部分についても対応が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 水害、土砂流出、土砂崩れ等の災害防止 イ 万が一の災害発生時の賠償、補償、現状復旧 ウ 事業終了時の現状復旧 エ 景観保全 オ 生態系保全 カ ソーラーパネルによる反射光対策 キ 電波障害対策（電波反射状況の変化等を含む） ク 周辺井戸水への影響防止 ケ 地域住民への説明徹底

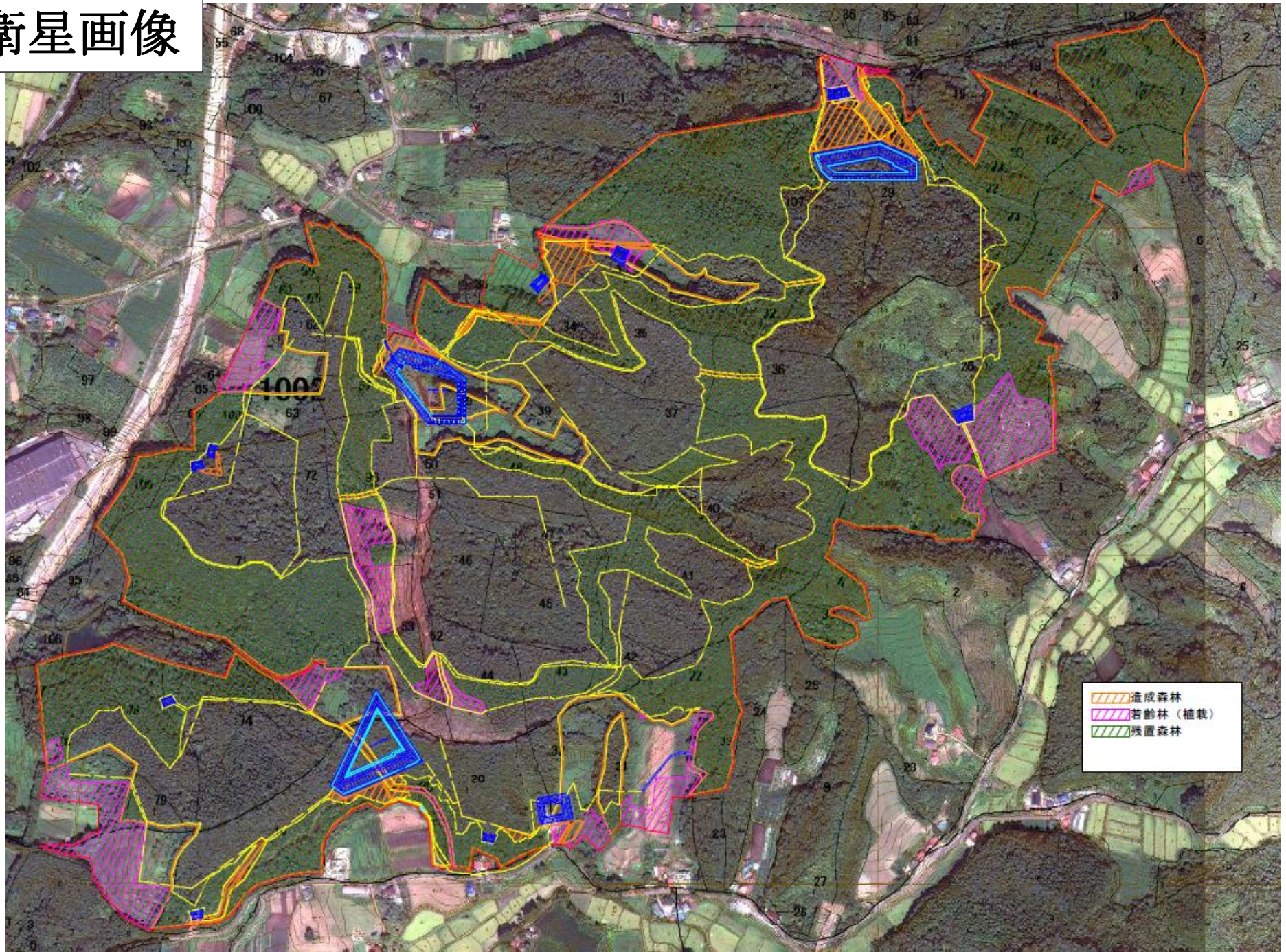
6 意見照会結果（続き）

	<p>その他</p>	<p>(1) 当該地域は周知の埋蔵文化財包蔵地「宇登Ⅱ遺跡」、「武道東遺跡」に該当しております。包蔵地内において作業道路の設置など、地表面を改変する掘削工事等が行われる場合は、発掘届の提出及び発掘調査が必要となります。事業実施前に、盛岡市教育委員会遺跡の学び館と協議してください。</p> <p>(2) 当該申請地は市が平成 23 年に実施した自然環境等基礎調査により得られた知見から、重要な動植物種が生息・生育する地区（ミズバショウ生育地）を含み、保全に努めるべきであるとの評価がなされている地区であるため、次の事項に御協力ください。</p> <p>ア ミズバショウ生育地としての湿地環境および水脈の保全に十分な配慮をお願いします。</p> <p>イ 作業道の開設は最小限にし、河川や沢へ土砂の流出がないようにしてください。</p> <p>ウ 伐採作業に当たっては油の流出がないようにし、作業に伴う器具使用音、表土の剥がれなどは最小限に止めるよう配慮してください。</p> <p>(3) 河川及び市道の利用について、玉山総合事務所建設課と事前に協議を行ってください。</p> <p>(4) 次の点について保留するようお願いします。</p> <p>ア 事業区域、残地森林区域を現地にて確認できるよう表示してください。</p> <p>イ 残地森林の保全に努めてください。</p> <p>ウ 運搬車両に付着した土が公道に出ないように対策を講じてください。 工事中に遺物・遺構が発見された場合には、遺跡発見届の提出と市教育委員会（文化財課）との協議が必要です。</p>
<p>県庁 環境保全課</p>	<p>国土利用計画法</p>	<p>今回申請のあった土地について、地上権設定に際して、権利金その他一時金の授受がある場合、その面積によっては、国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による土地売買等の届出が必要です。（届出窓口は盛岡市企画調整課です。）</p> <p>【参考事項】</p> <p>一定規模以上の土地を売買等により取得する場合には、契約を締結した日から 2 週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、盛岡市企画調整課です。）</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000 m² ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上
<p>県庁 自然保護課</p>	<p>自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例</p>	<p>特になし。</p> <p>【参考事項】</p> <p>○岩手県自然環境保全指針</p> <p>開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分が B と評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。</p> <p>また、予定地内に希少野生動植物が生息している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息が確認された場合には、適切な保護・保全措置を講ずるよう努めること。</p>

6 意見照会結果（続き）

<p>県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課</p>	<p>文化財保護法</p>	<p>当該事業地には岩手県遺跡台帳に登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地「昼久保Ⅰ遺跡」「武道東遺跡」「大坊石遺跡」「山屋Ⅱ遺跡」が所在します。</p> <p>地元の盛岡市教育委員会と協議をし、その指導を受けて下さい。</p>
<p>盛岡広域 振興局 農政部</p>	<p>農地法</p>	<p>当該地域内農地については、平成 13 年 3 月に農地法第 5 条に基づく転用許可（農林水産大臣）が行われた所であるが、その後事業計画変更を行いたい旨の相談があり、この場合は農地転用事業計画変更承認を得て、改めて同法第 5 条の許可を得る必要があることから、現時点での開発はできません。</p>
	<p>農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）</p>	<p>農振法による規制は受けません。</p>
<p>盛岡広域 振興局 土木部</p>		<p>特になし。</p>
<p>盛岡広域 振興局 保健福祉 環境部</p>		<p>【参考事項】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壤汚染対策法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例は、盛岡市で所管していることから、盛岡市に照会願います。</p>

衛星画像



【 審 議 事 項 】

奥州市江刺田原字根木町地内の

工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年 7 月 29 日

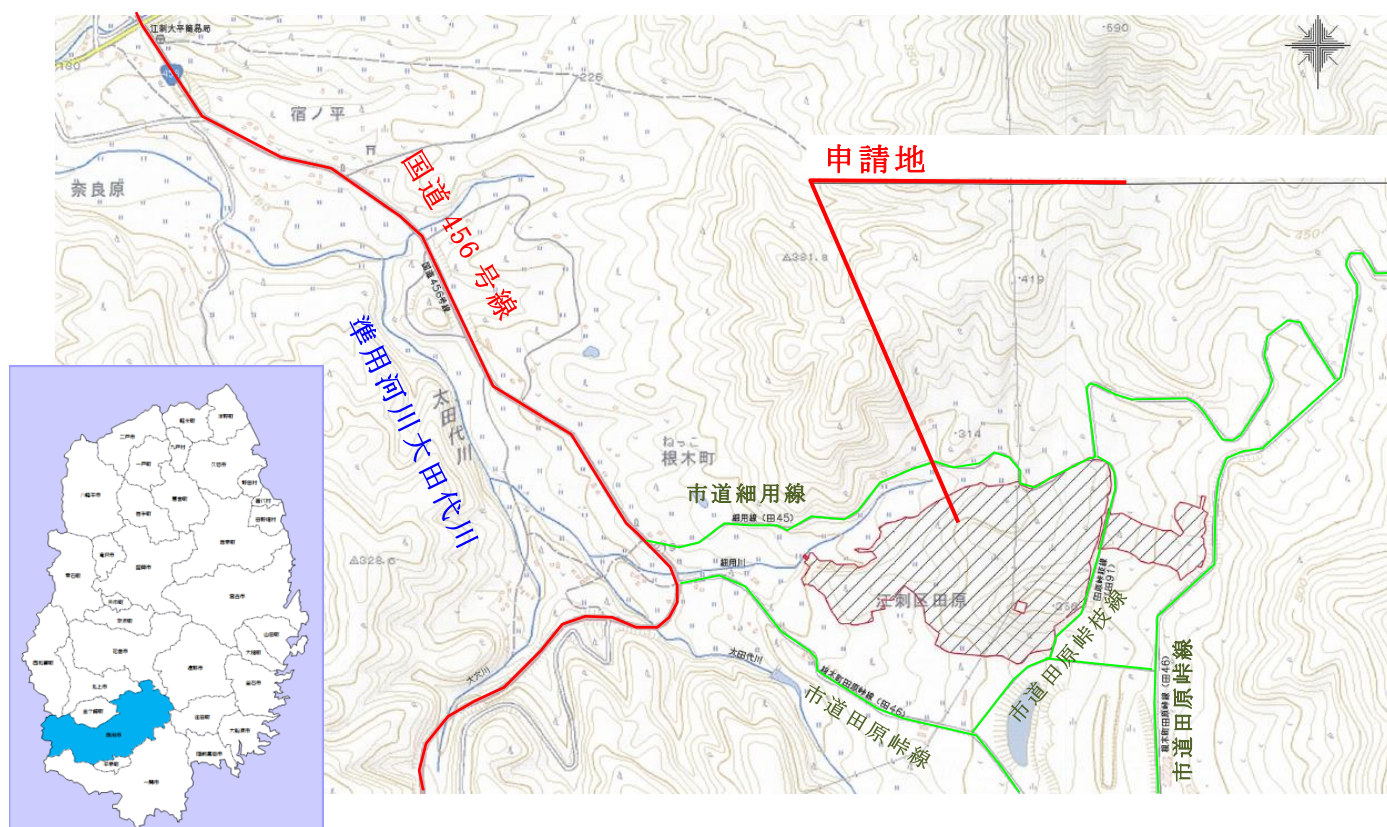
1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1 TUG-I ビル9 F SSJ メガソーラー65 合同会社
申請場所	奥州市江刺田原字根木町 150 ほか 13 筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	許可の日から令和3年3月31日	
申請面積	13.1951ヘクタール（事業区域面積 30.4196ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	奥州市役所より南東約13.5kmに位置
標高、傾斜	標高 270～360m、傾斜 0度～30度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の北側で市道細用線、東側で市道田原峠枝線と接している。事業区域から根木町田原峠線を経由し、国道456号に至る。 ・事業区域の北側に4戸の集落（1戸は現在空き家）がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整池から普通河川細用川へ放流した雨水は、準用河川太田代川へ合流する。 ・事業区域にため池が1箇所、近隣に1箇所ある。 ・事業区域は水田地帯と森林地帯に囲まれている。
林況	申請地の林況はスギ1%（46～56年生）、広葉樹54%（7～66年生）、アカマツ（62年生、広葉樹と混交）、農地、原野45%

位置図



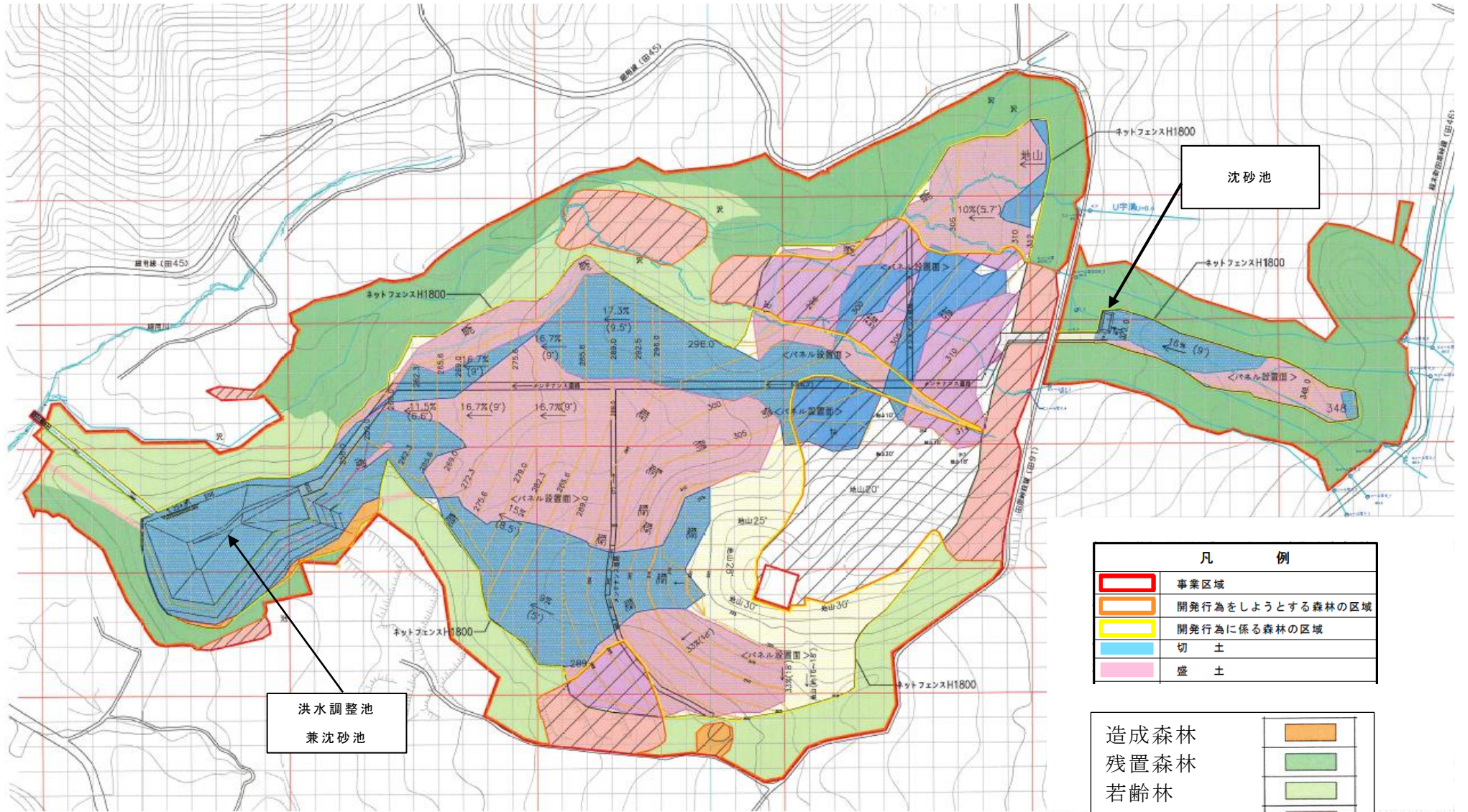
3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場、事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
	30.4196	13.1951	11.0408	24.2359	6.1837
主な工種	土工	切土 259 千m ³ 、盛土 229 千m ³ 、残土 5 千m ³			
	排水施設工	U型溝 3,089m、可変勾配側溝 2,113m、ポリエチレン管 246 m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 1 基、沈砂池 1 基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	10MW (1 MW = 1000 KW)
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1 kWh 当たり税抜 40 円で電気事業者（東北電力（株））に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：令和 4 年 8 月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 平成 25 年 3 月 19 日 東北電力(株)から系統連系承諾書を受領 平成 25 年 8 月 7 日 東北電力(株)と工事負担金契約を締結 平成 28 年 7 月 27 日 </div>

利用計画図



凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に係る森林の区域
	切 土
	盛 土

造成森林	
残置森林	
若 齡 林	
若 齡 林 (植 栽)	

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：高さ 5m以下 1：0.8～1.0 高さ 5～10m 1：1.0～1.2 (砂質土及び粘性土) (2)小段：高さ 5 mないし 10m毎に水平巾 1.0m以上の 小段を設置すること。	切土勾配 1：3 高さ 10m毎に幅 1.0mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が 1.5mを超える場合には、原則として勾配が 35 度以下(1:1.4 以上)であること。 (2)小段：原則として 5 m毎に幅 1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1：3 高さ 5 m毎に幅 1.0mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	種子吹付による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10 年確率で想定される雨量の 1.2 倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10 年確率で想定される雨量の 1.2 倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の 1.2 倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池 2 基の全てについて、流出する土砂の 1.2 倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30 年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池 1 基について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深 1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池 1 基について、有効水深 1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね 25%以上	森林率 47.6% (>25%) 開発地の周辺におおむね 30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 (所有権、地上権、賃借権、抵当権等)	土地所有者と地上権設定契約を締結済。今後、すべての区域で地上権設定の予定。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は 2,920 百万円を見込んでおり、自己資金により賄う計画としている。なお、事業費のうち林地開発(土地造成)費用は、343 百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	奥州市と公害防止協定書の締結手続き中。(残置森林等の維持管理についても条文に含まれている。)	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	細用川管理者へ協議済み。隣接地所有者の同意書を取得済み。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

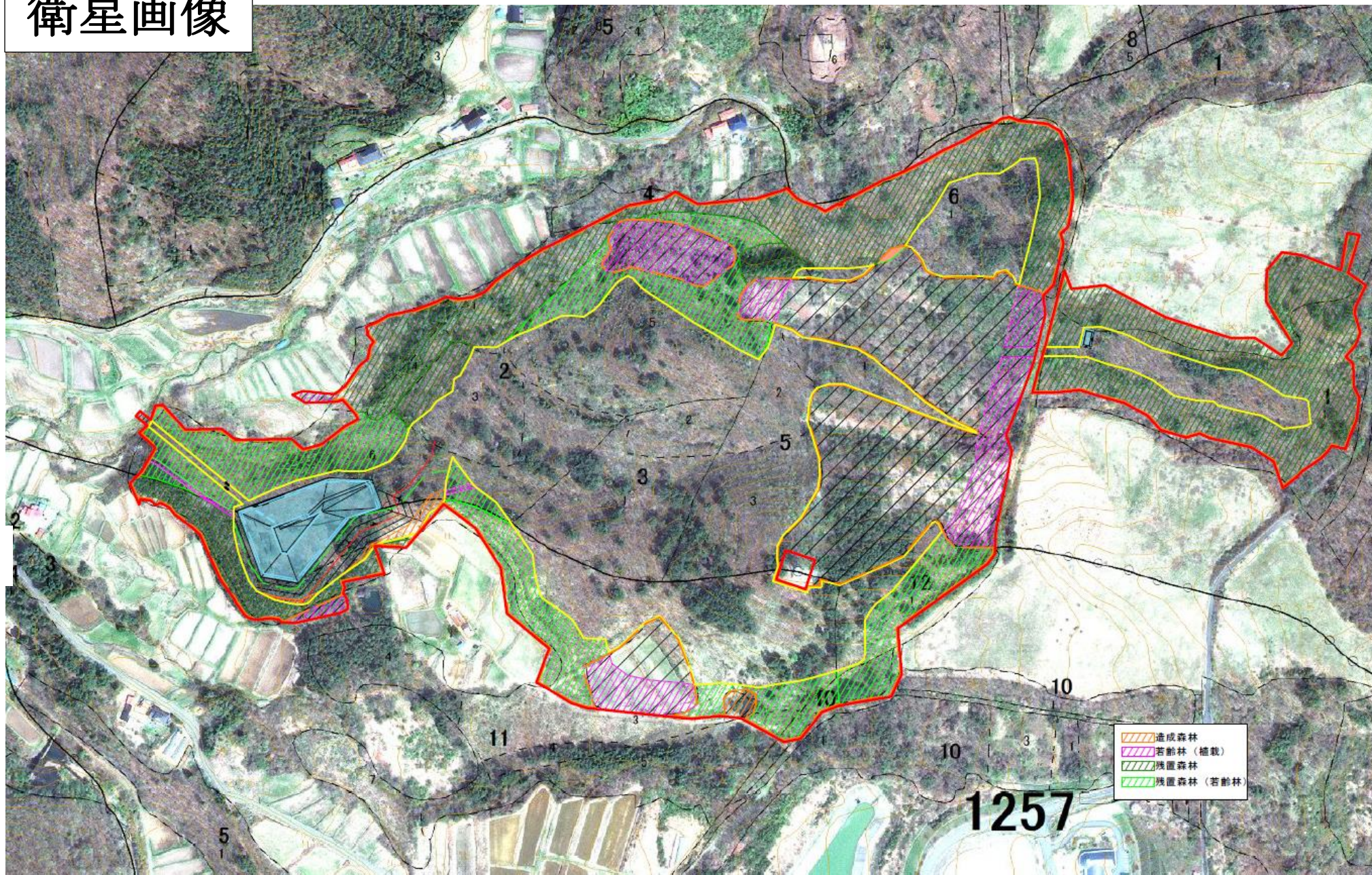
6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
奥州市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	<p>(1) 当該地は、都市計画区域外になります。</p> <p>(2) 建築物、第一種特定工作物（クラッシュャープラント等）を建設する場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定に基づき、開発行為の許可が必要となります。</p> <p>(3) 農用地区域外であり、開発に関し特段の許可を要しません。</p> <p>(4) この地域は国土利用計画奥州市計画における農村地域及び山間地に属し、基本的な土地利用の方向性は「農業環境と集落の生活環境を向上させる地域」及び「森林と自然環境を保全する地域」とされていることから、開発にあたってはこのことに十分に配慮するよう求めます。</p>
	開発協定等との関連	特になし。
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし。
	地域住民の意向との関連	規模が大きいことから、地権者のほか近隣住民に当該事業について説明を行うことを求めます。
	その他	景観法第16条第1項の届出が必要です。（工作物の新設及び土地の開墾に該当します。）
県庁 環境保全課	国土利用計画法	<p>意見なし。</p> <p>【参考事項】 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、奥州市政策企画課です。）</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000 m² ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上
県庁 自然保護課	<p>自然公園法</p> <p>自然環境保全法</p> <p>岩手県自然環境保全条例</p> <p>鳥獣保護管理法</p> <p>県立自然公園条例</p>	<p>特になし。</p> <p>【参考事項】 ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 また、予定地内に希少野生動植物が生息している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息が確認された場合には、適切な保護・保全措置を講ずるよう努めること。</p>
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には「岩手県遺跡台帳」に登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しません。ただし、事業実施中に遺跡を発見した場合は、直ちに地元の奥州市教育委員会連絡し、その指導を受けてください。
県南広域 振興局 農政部	農地法	事業計画地は、現況が非農地であるため、農地法に基づく転用許可の申請手続きは不要。
	農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）	事業計画地は農業地区域外であり、農振法に基づく開発許可の申請手続きは不要。

6 意見照会結果（続き）

県南広域 振興局 土木部	都市計画法第 29 条第 2 項	当該地は都市計画区域外であることから、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で 10,000 m ² 以上の土地の区画形質の変更を行おうとする場合は、予め開発許可が必要となることから開発許可権者である奥州市へ確認すること。
	景観法第 16 条	<p>景観法に基づく届出については、景観行政団体である奥州市に確認すること。</p> <p>【参考事項】</p> <p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の運搬作業の際は国道等を汚さない方法を講ずること。 ・土砂等の運搬作業により国道等に路面損傷が生じた場合は直ちに補修をすること。 ・国道等の出入口を新たに設置する場合は、道路法第 24 条に基づく申請を行うこと。 <p>(河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流先の河川管理者との協議を確実に実施すること。 <p>(建築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林伐採により雨水の流れが変わることから、周辺の水路以外の敷地に雨水が流入することの無いように十分留意すること。 ・国道等から太陽光パネルが見えないように配慮すること。
県南広域 振興局 保健福祉 環境部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地造成に伴う抜根等は法に基づき適正に処理すること。
	岩手県希少動植物の保護に関する法律	当該区域は、いわてレッドデータブックに掲載されている種の生息が報告されており、また、自然環境保全指針においてDランク保全区域となっているので自然環境の保全に留意すること。
	土壌汚染対策法	一定規模以上 (3,000 m ² 以上) の土地の形質変更に該当する場合には、当該土地の形質変更に着手する 30 日前までに、土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出を提出すること。

衛星画像



【 審 議 事 項 】

九戸郡軽米町大字高家第4地割字湯沢地内の工場、事業場の設置
(太陽光発電施設)に係る設備整備計画の同意について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年7月29日

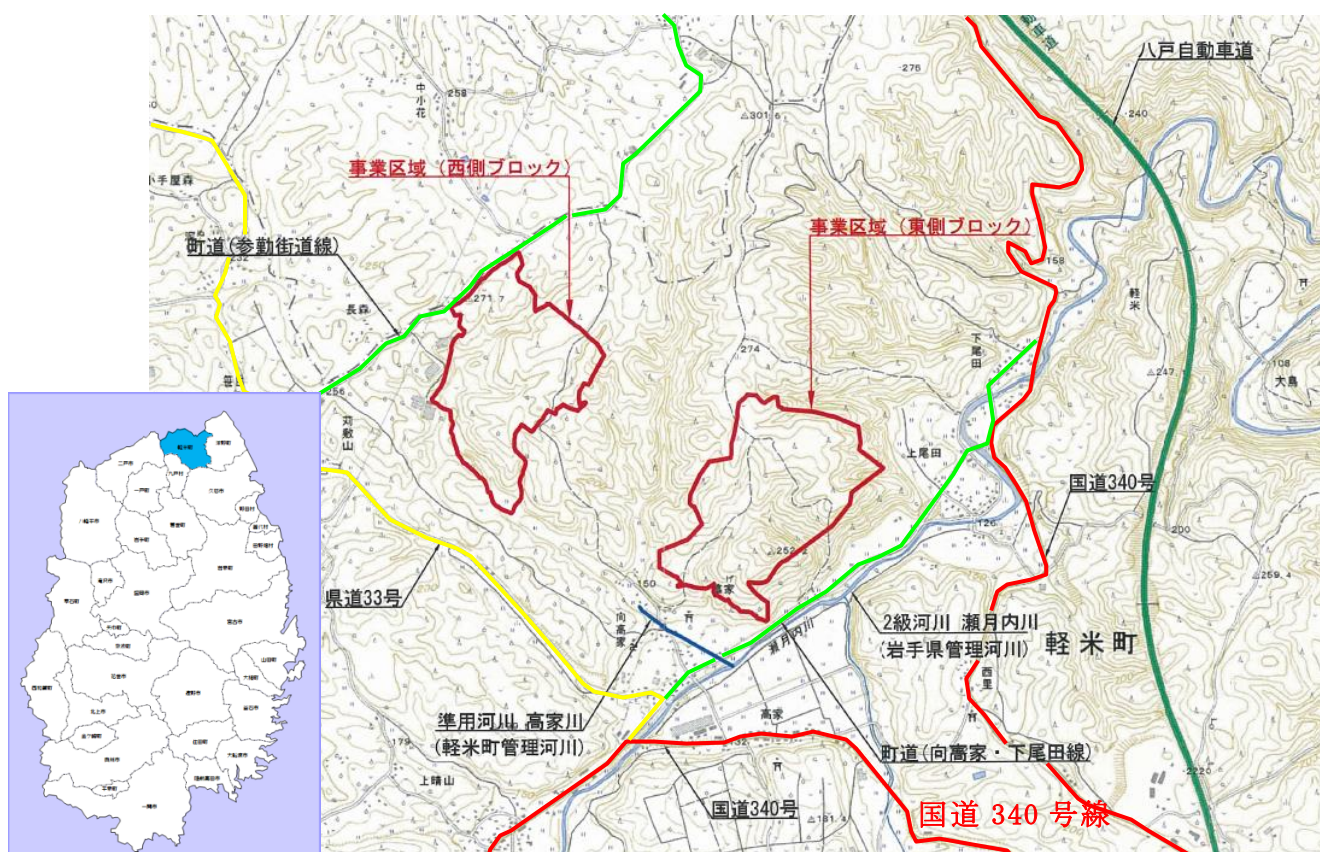
1 申請概要

認定協議者	軽米町長	
申請者	住所氏名	東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1 TUG-I ビル9F SSJ メガソーラー69 合同会社
申請場所	九戸郡軽米町大字高家第4地割字湯沢53番2ほか50筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	令和元年8月1日から令和3年9月30日	
申請面積	41.4605ヘクタール（事業区域面積 74.4669ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	軽米町役場より北西約4kmに位置
標高、傾斜	標高 128～280m、傾斜 6～55度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・西側事業区域の北側は町道参勤街道線が隣接している。東側事業区域の南側には町道向高家下尾田線があり、この町道は国道340号線に接続する。 ・西側事業区域に隣接してプロイラー工場がある。東側事業区域に近接して32戸の集落がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・西側事業区域洪水調整池から放流した雨水は、準用河川高家川を経て2級河川瀬月内側へ合流する。東側事業区域洪水調整池からの雨水は2級河川瀬月内川へ放流する。 ・事業区域にため池はない。 ・事業区域は水田地帯と森林地帯に囲まれている。
林況	申請地の林況はスギ5.3%（22～85年生）、アカマツ28.7%（41～78年生）、カラマツ5.0%（36～78年生）、広葉樹45.8%（11～70年生）、伐跡・未立地15.0%

位置図



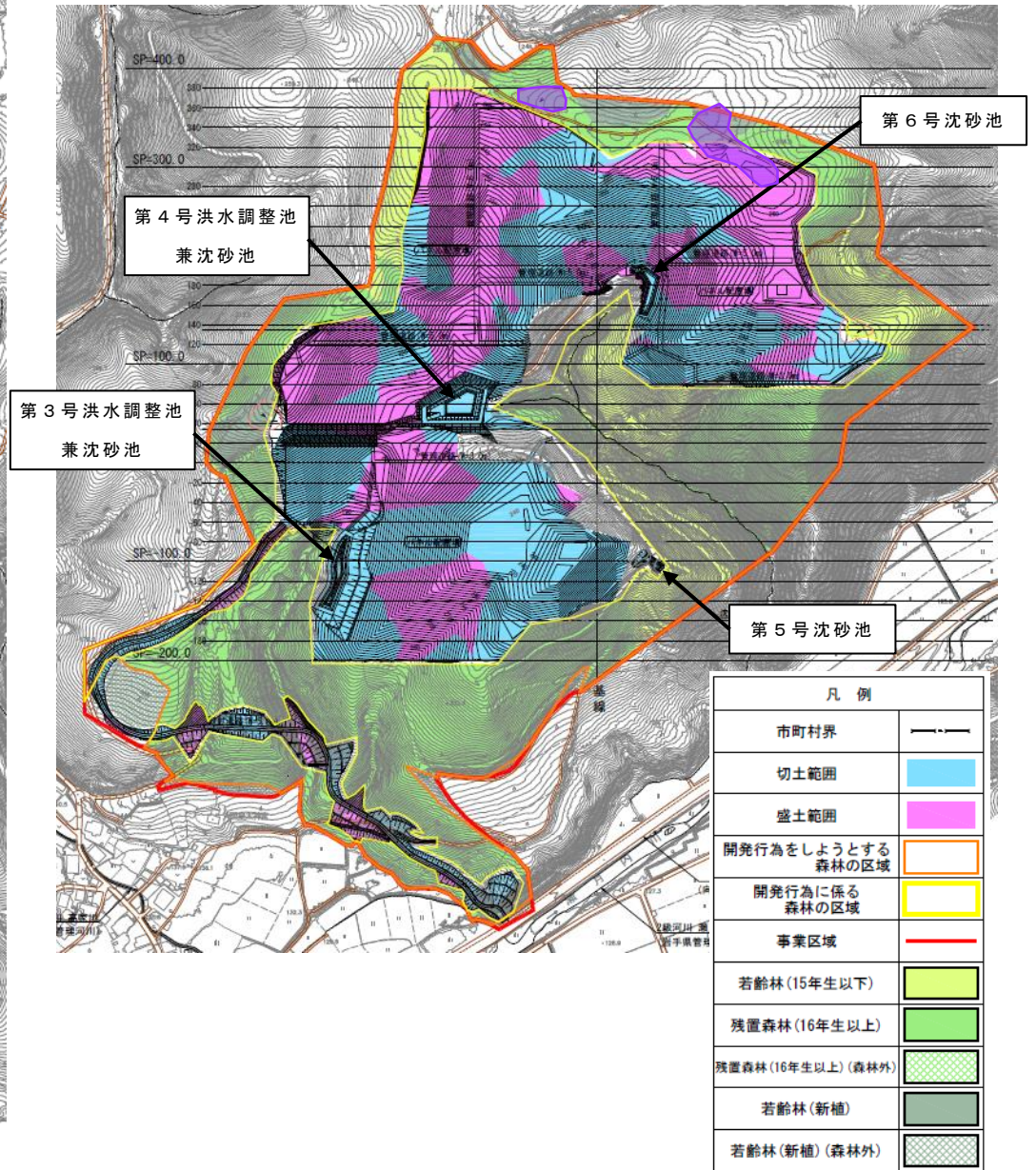
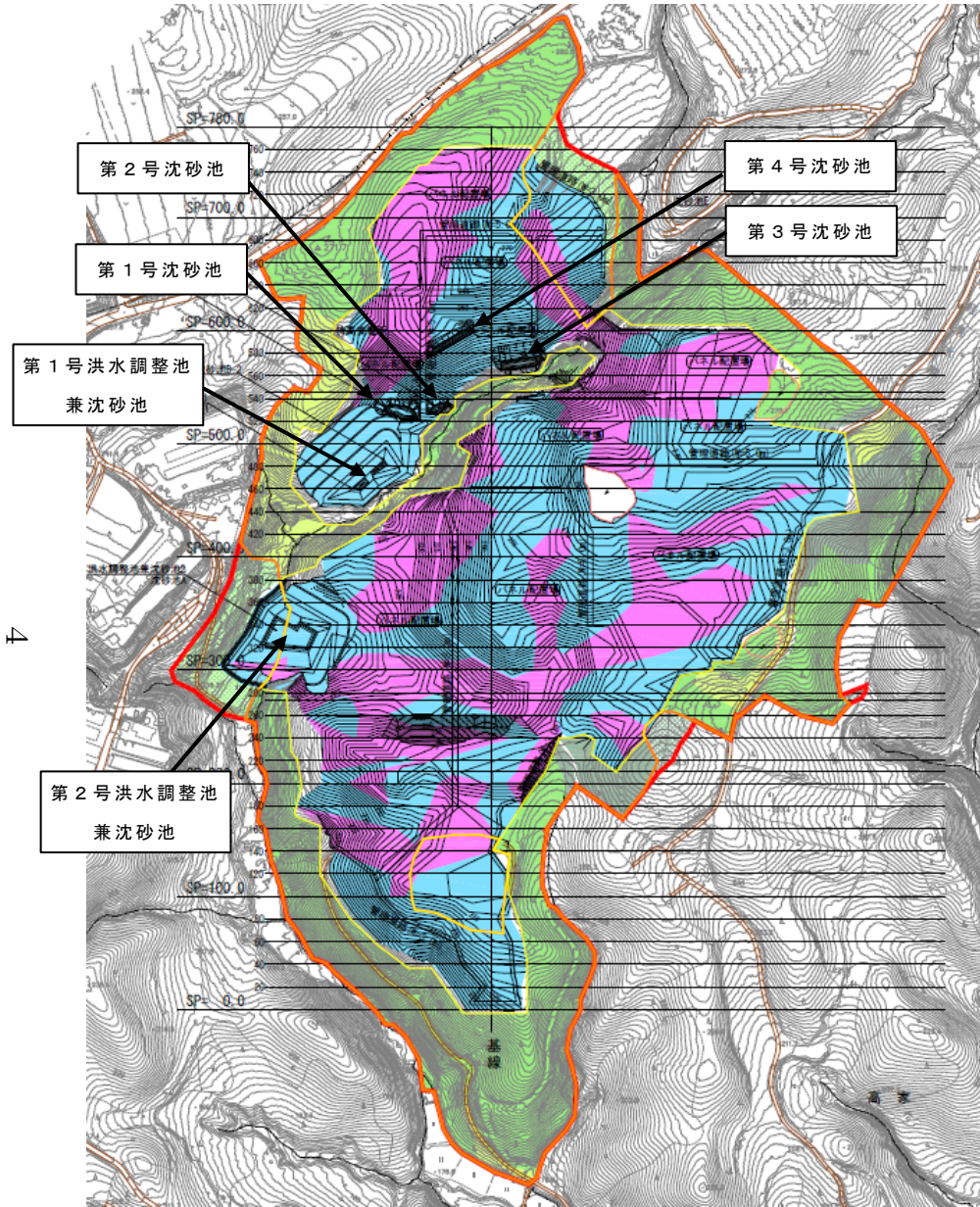
3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場、事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
	74.4669	41.4605	29.5780	71.0385	3.4284
主な工種	土工	切土 424 千m ³ 、盛土 331 千m ³ 、残土 34 千m ³			
	排水施設工	コンクリート水路 3,372m、コンクリート側溝 6,493m、ポリエチレン管 1,400m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 4 基、沈砂池 6 基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	36MW (1 MW = 1000 KW)		
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1 KWh 当たり税抜 32 円で電気事業者(東北電力(株))に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：令和 5 年 4 月 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 東北電力(株)から系統連系承諾書を受領 東北電力(株)と工事負担金契約を締結 </td> <td style="width: 50%; padding-left: 5px;"> 平成 27 年 2 月 13 日 平成 29 年 3 月 2 日 平成 29 年 3 月 2 日 </td> </tr> </table>	太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 東北電力(株)から系統連系承諾書を受領 東北電力(株)と工事負担金契約を締結	平成 27 年 2 月 13 日 平成 29 年 3 月 2 日 平成 29 年 3 月 2 日
太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 東北電力(株)から系統連系承諾書を受領 東北電力(株)と工事負担金契約を締結	平成 27 年 2 月 13 日 平成 29 年 3 月 2 日 平成 29 年 3 月 2 日		

利用計画図



凡例	
市町村界	——
切土範囲	■
盛土範囲	■
開発行為をしようとする森林の区域	■
開発行為に係る森林の区域	■
事業区域	——
若齢林(15年生以下)	■
残置森林(16年生以上)	■
残置森林(16年生以上)(森林外)	■
若齢林(新植)	■
若齢林(新植)(森林外)	■

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：高さ 5m以下 1：0.8～1.0 高さ 5～10m 1：1.0～1.2 (砂質土及び粘性土) (2)小段：高さ 5 mないし 10m毎に水平巾 1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配 1：1.5 高さ 7 m毎に幅 1.0mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が 1.5mを超える場合には、原則として勾配が 35 度以下(1:1.4 以上)であること。 (2)小段：原則として 5 m毎に幅 1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1：2.0 高さ 5 m毎に幅 1.0mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	法面は張芝、平坦部は種子吹付による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10 年確率で想定される雨量の 1.2 倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10 年確率で想定される雨量の 1.2 倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の 1.2 倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池 10 基の全てについて、流出する土砂の 1.2 倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30 年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池 4 基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくうえで、上澄みのみを流下させるため、有効水深 1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池 4 基の全てについて、有効水深 1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね 25%以上	森林率 41.6% (>25%) 開発地の周辺におおむね 30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 (所有権、地上権、賃借権、抵当権等)	土地所有者と賃貸借契約を締結済。今後、すべての区域で賃借権設定の登記を予定。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は 12,065 百万円を見込んでおり、3,065 百万円自己資金で、残額について銀行からの融資により賄う計画として、当該費用に係る融資以降表明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、2,172 百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	軽米町と残置森林等の維持管理に関する協定を締結している。	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	水利権者、瀬月内川管理者、高家川管理者の同意書を取得済み。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

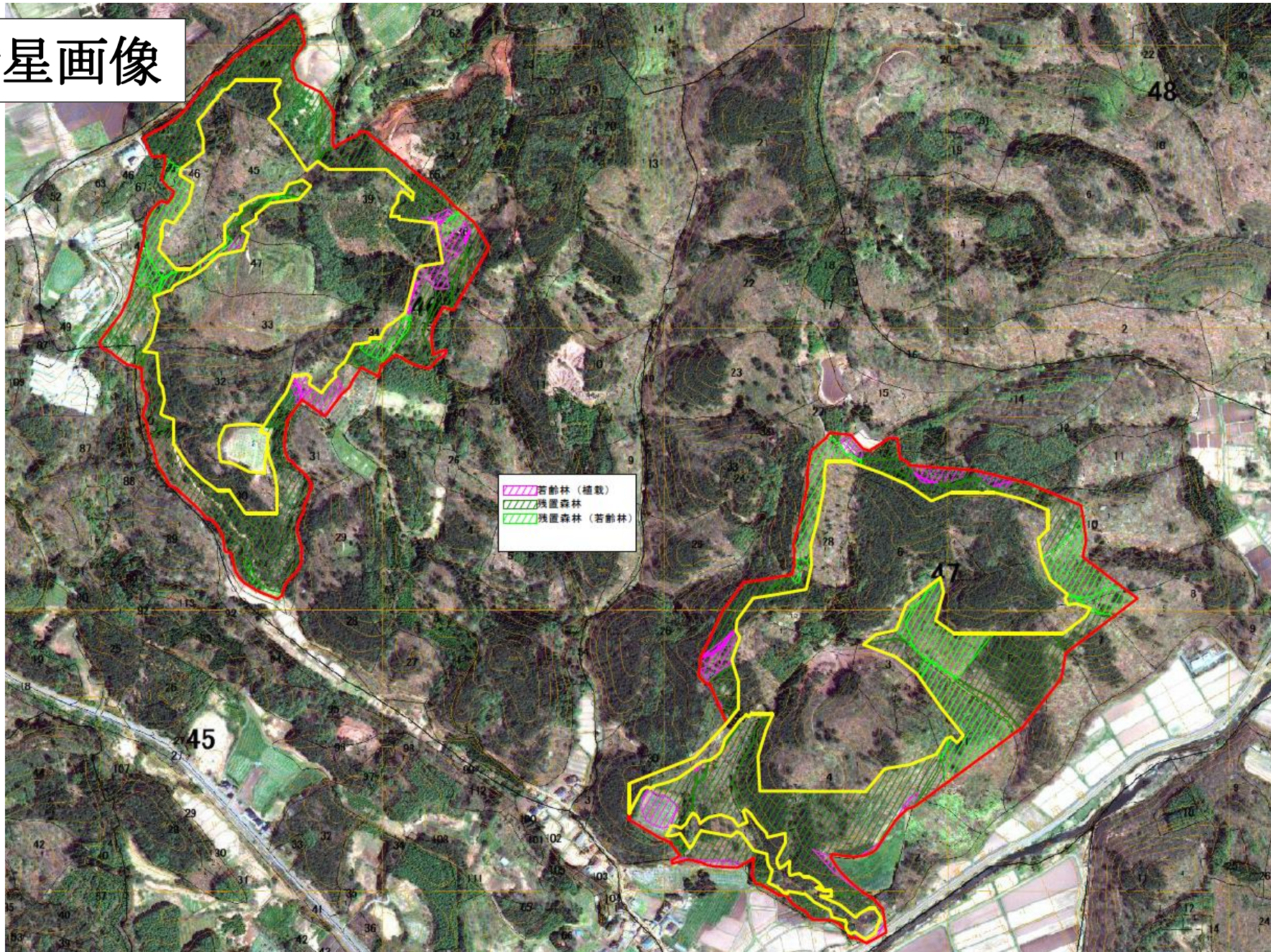
6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
軽米町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	農振農用地区域外であり、農地法との関連はなし。 但し、関連工事等により周辺農地を転用（一時転用含む）する場合は、農地法等の手続きを行うこと。
	開発協定等との関連	「開発協定書」平成30年10月1日締結 「残地森林等の維持・管理に関する協定書」平成30年10月1日締結 「自然環境の保護等に関する協定書」平成30年10月1日締結
	市町村における地域開発構想等との関連	・開発行為に係る森林の所在は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき策定した、「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」により、「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」として指定 ・「軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書」を平成30年10月1日に締結
	地域住民の意向との関連	・地域住民との意向、同意については、十分に配慮すること。 ・事業者による全町民、地権者等対象にした住民説明会において、事業計画等の説明に対し反対意見なし (平成30年4月14日、4月15日、9月26日、9月27日 計4回開催)
	その他	・防災上の危機管理の徹底について配慮すること。 ・近隣の農地、農業用施設、農作物へ被害が及ばないように防除対策を徹底すること。 また、その後の維持管理についても管理徹底を図ること。
県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 【参考事項】 今後、一定規模以上の土地を売買等により取得する場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。また、賃貸借契約に際して、権利金その他一時金の授受がある場合も同様に届出が必要となります。（届出窓口は軽米町産業振興課です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし。 【参考事項】 ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 また、予定地内に希少野生動植物が生息している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息が確認された場合には、適切な保護・保全措置を講ずるよう努めること。

6 意見照会結果（続き）

<p>県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課</p>	<p>文化財保護法</p>	<p>当該事業地には以下の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しますので、地元の軽米町教育委員会と協議をし、その指導を受けてください。</p> <p>湯沢 1 遺跡（ I F 62-2168） 湯沢 5 遺跡（ I F 62-2220） 湯沢 6 遺跡（ I F 62-2138） 湯沢 7 遺跡（ I F 62-2240） 湯沢 8 遺跡（ I F 72-0206） 下田 2 遺跡（ I F 62-2392） 下田 3 遺跡（ I F 62-2370） 下田 4 遺跡（ I F 62-2278）</p> <p>【参考事項】 遺跡周辺の洗掘防止対策を十分に行うこと。</p>
<p>県北広域 振興局 農政部</p>	<p>農地法 農業振興地域整備に関する法律（農振法）</p>	<p>意見なし。</p> <p>【参考事項】 林地開発計画対象地に隣接する以下の農振農用地区域内農地の営農に影響がないよう配慮願います。</p> <p>軽米町大字高家第 4 地割 62-1、63-1、70-1、86-3 軽米町大字高家第 4 地割 90-1、116-1、148-2、149、150-1 軽米町大字高家第 6 地割 5-2、9-1、26、77-7 軽米町大字高家第 6 地割 14、25-1、95-1、96-1、97-1、99、108、111、121、122 軽米町大字軽米第 19 地割 159、164-2、164-1、31、35 軽米町大字軽米第 19 地割 32-1、34-1、36、37-1</p>
<p>県北広域 振興局 土木部</p>	<p>景観法</p>	<p>景観法の手続きを行うこと。</p>
<p>県北広域 振興局 土木部</p>	<p>建築関連法令</p>	<p>建築物の計画がある場合（管理施設、屋外便所等）は建築確認申請の手続きを行うこと。</p>
<p>県北広域 振興局 土木部</p>	<p>河川関連法令</p>	<p>河川放流に関する資料が添付されていないので添付すること。</p>
<p>県北広域 振興局 保健福祉 環境部 二戸保健福祉 環境センター</p>	<p>土壌汚染対策法</p>	<p>事業区域の盛土及び切土面積の合計が 3,000 m²以上の場合には、同法第 4 条第 1 項に基づく届出が必要であるため、遅滞なく届出を行うこと。（届出先：県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター環境衛生課）</p> <p>なお、届出に関しては、事業着工日の 30 日前が提出期限であること。</p> <p>【参考事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池の容量については、十分な量を設定し、濁水が公共用水域へ流出しないよう、十分配慮すること。 ・周辺地域住民等から苦情があった際には、その解決に向けて誠意を持って対応すること。

衛星画像



林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の創設について

森林は木材を供給するばかりでなく、土砂崩れや水害などの災害を防いだり、澄んだ水や空気を供給し、また人々に憩いと安らぎの場を提供してくれるなど、さまざまな働きをもっており、私たちの生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしております。

一方で、経済社会の発展のためには工場や事業用地、住宅地、公共施設用地などの確保が必要であり、国土の狭いわが国においては、森林を含め適正な土地の利用開発が図られる必要があります。

しかしながら、昭和 30 年代以降の経済の高度成長と都市化の進展に伴い、森林を対象とする開発行為も急激に増加し、各地で開発に起因する土砂流出等による災害や、環境破壊などの問題が多発し大きな社会問題となりました。

森林については、従来から保安林制度等により特に公益的機能の高い森林についてその保全と整備が図られてきましたが、このような一部区域を対象とした規制では、これら諸問題に対し十分対応できないことから、保安林以外の森林についても一定の開発規制を設けることが検討されました。

こうして、森林の適正な保全と秩序ある開発を確保することを目的に、昭和 49 年 10 月 31 日の森林法の一部改正により「林地開発許可制度」が創設され、森林において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要と定められました。

2 林地開発許可制度のあらまし

(1) 許可が必要な区域（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

林地開発許可を必要とする区域は、森林法第 5 条により知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域は除かれます。

なお、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内で行う開発行為については、別の手続きが必要です。

(2) 許可が必要な開発行為（森林法第 10 条 2 第 1 項、同法施行令第 2 条の 3）

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石の採掘、開墾のほか土地の形質を変更する行為」で、以下のものをいいます。

ア 道路だけを作る場合は、幅員 3m を超えかつその面積が 1ha を超えるもの

イ その他の場合は、その面積が 1ha を超えるもの

なお、イのその他の場合を例示すれば、次のような行為があります。

- ① 土石の採掘（砂、砂利、転石の採取を含む。）
- ② 鉱物の採掘
- ③ 宅地の造成
- ④ 土砂捨てその他物件の堆積
- ⑤ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- ⑥ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為

(3) 許可の基準（森林法第10条の2第2項）

開発行為が次の4つの要件のいずれにも当てはまらない場合に許可されることになりません。

ア 災害の防止

森林のもつ災害防止のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

森林の持つ水害防止のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

森林の持つ水源かん養のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

森林の持つ環境保全のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(4) 許可制度の適用のない開発行為（森林法第10条の2第1項）

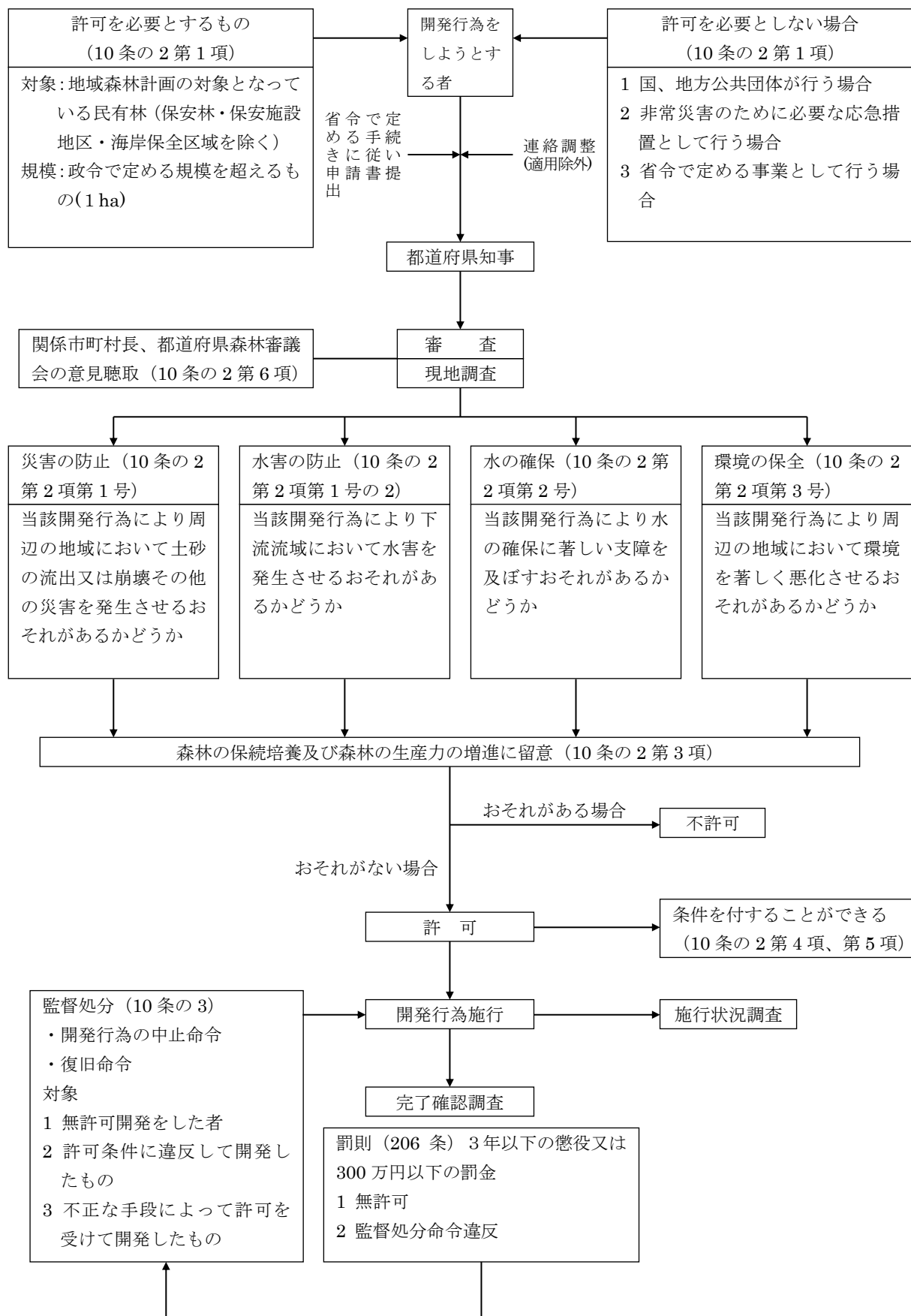
以下のような開発行為の場合は、林地開発許可制度は適用されませんが、ア及びウの場合には本制度の趣旨に沿った開発が行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整（協議）を行う必要があります。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 火災、風害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

【参考】林地開発許可制度の体系図



岩手県森林審議会林地保全部会運営規程

(平成4年8月24日森土第622号)
(平成14年6月12日森第290号)
(平成15年2月24日森第1270号)
(平成16年3月30日森第1618号)
(平成27年2月17日森保第1416号)
(平成30年8月2日森保第559号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第6条の規定に基づき、林地保全部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち次のものを分掌する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づき岩手県知事が行う林地開発許可について、意見を述べること。
- (2) 森林法第26条の2に基づく保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項に基づき岩手県知事が行う同項第3号に掲げる行為に係る設備整備計画の同意について、意見を述べること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長に事故があるときは、部会委員が互選した者が、その職務を代行する。
- 4 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林保全課において処理する。

附 則

この規程は、平成4年8月24日から施行する。
この規程は、平成14年6月12日から施行する。
この規定は、平成15年2月24日から施行する。
この規定は、平成16年3月30日から施行する。
この規定は、平成27年2月17日から施行する。
この規定は、平成30年8月2日から施行する。

岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務

最終改正：平成27年2月17日

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の許可に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
 - ②森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上に及ぶものを含む。）
 - ③その他知事が特に必要と認めるもの
- 2 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
 - 3 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）のうち次の各号の1に該当する事項に関すること。
 - ①ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの
 - ②土石採取に係るもの
 - ③宅地造成に係るもの
 - ④工場又は事業所及びその関連施設に係るもの
 - 4 森林法第26条の規定に基づく保安林の転用に係る解除（国又は県が行うものを除く。）のうち前2、3以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。
 - 5 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の設備整備計画の同意に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既同意地と設備整備計画の同意を求められた開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
- ②森林審議会の個別審議を経て同意した設備整備計画に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上に及ぶものを含む。）
- ③その他知事が特に必要と認めるもの

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（抜粋）

平成二十五年法律第八十一号

平成三十年五月十八日公布（平成三十年法律第二十三号）改正

（設備整備計画の認定）

第七条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号及び第三号から第九号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第十一条第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、**森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの。**

都道府県知事

7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める**要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。**

一 第四項第三号に掲げる行為 **森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしななければならない場合に該当すること。**

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、**第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。**

二 第四項第三号に掲げる行為 **都道府県森林審議会**

第八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 前条第三項から第十五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（森林法の特例）

第十一条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って対象民有林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため**森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。**

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要

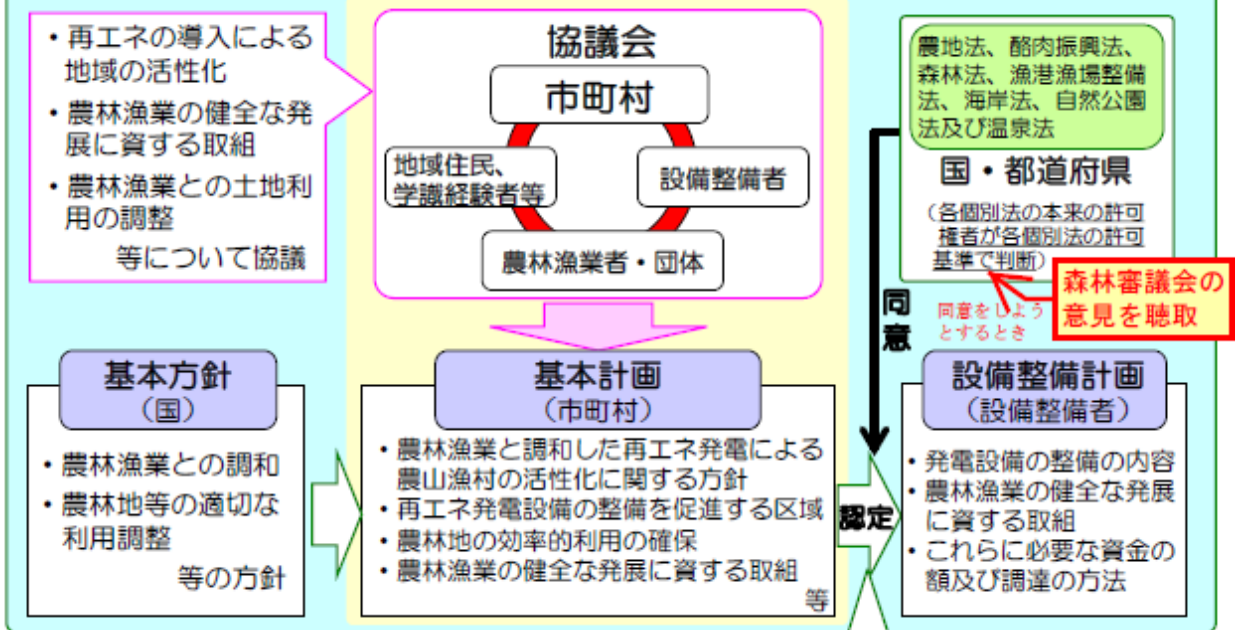
趣旨

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネ発電の促進に関する計画制度



3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再生エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言